

「外国人造船就労者受入事業に関する告示」の一部を改正する告示 について（概要）

令和元年5月
海事局船舶産業課

1. 改正の経緯

外国人造船就労者受入事業については、造船業において国内人材の確保に最大限努めることを基本とした上で、造船業と人材の相互流動が大きい建設分野における外国人材の活用促進に係る緊急かつ時限的な措置（外国人建設就労者受入事業）について、造船分野においても同様の措置を講じることにより、高い国内生産率を維持して我が国の輸出を支えるとともに地域経済に大きく貢献している造船業が、急速に回復してきた生産機会を逃さないようにすることを目的としている。本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、外国人造船就労者受入事業に関する告示（平成26年国土交通省告示1199号）を定めているところ。

外国人技能実習制度においては、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号）第10条第2項第3号トの規定に基づき、技能実習3号へ移行する際に、母国・家族との関係維持のため、技能実習2号修了後、技能実習3号開始前に「1月以上の帰国期間」が必要とされているが、一時帰国の期間のタイミングについて、技能実習生の便宜を考慮し、今般、従前の技能実習3号開始前に加えて、技能実習3号開始後1年以内も認められることとなる予定である（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則を改正予定）。

外国人造船就労者受入事業においても、技能実習3号が創設された平成29年11月より、技能実習3号と同様に技能実習2号終了後、造船特定活動開始前に「1月以上の帰国期間」を新たに設けたところ、今般の外国人技能実習制度の改正に伴い、造船特定活動に移行を希望する者の便宜を考慮し、同様の措置を講ずる必要性がある。

2. 改正の概要

外国人造船就労者受入事業に関する告示において規定されている、技能実習から造船特定活動に移行する際の一時帰国のタイミングについて、「技能実習の修了後造船特定活動の開始までの間」に加え、「造船特定活動開始から1年以内の間」に行うものも認めることとする。

3. 今後の予定

公 布： 令和元年7月（予定）

施 行： 公布の日

※ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行日にあわせて施行。